

# グループホームあかとんぼ

## 指定認知症対応型共同生活介護 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護) 事業運営規程

### 第1章 総 則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、有限会社ほすたあが設置運営する指定居宅サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護【指定介護予防認知症対応型共同生活介護】(以下「認知症対応型共同生活介護介護予防認知症対応型共同生活介護」という。)の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】の事業は、要介護者(介護予防にあっては要支援状態)であって認知症の状態にあるもの(当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活を営むことができるようにする。
  - 3 事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】の提供に努める。
  - 4 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
  - 5 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
  - 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 7 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護【指定介護予防認知症対応型共同生活介護】を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に

規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

- 8 認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第2条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム あかとんぼ
- (2) 所在地 兵庫県南あわじ市八木大久保 603-1

(利用者の定員)

第3条 事業所の利用定員は27名とする。

## 第2章 職員及び職務分掌

(職員の職種及び定数)

第4条 事業所に次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名 (介護者兼務)
- (2) 介護職員 24名以上 (非常勤職員、兼務者含)
- (3) 計画作成担当者 3名以上 (介護者兼務)
- (4) 介護支援専門員 1名 (非常勤)
- (5) 准看護師 1名 (非常勤)

(職員の職務分担)

第5条 事業所の職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 管理者  
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。
- (2) 介護職員  
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。
- (3) 計画作成担当者  
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関

等との連絡・調整を行う。

### 第3章 認知症対応型共同生活介護

#### 【介護予防認知症対応型共同生活介護】の内容及び利用者

(認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】の取扱方針)

- 第6条 認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
  - 3 認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】は、認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
  - 4 共同生活住居における介護職員は、認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - 5 事業所は、認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

(認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】の内容は次のとおりとする。

#### (1) 身体介護

事業所は、1週間に3回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。排泄については利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により必要な援助を行い、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。また、事業所は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させるものとし、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

## (2) 食事の提供

利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供するとともに、できるだけ利用者と介護職員が共同で調理を行う。また、食事時間は次のとおりとする。

- 1) 朝食 8時から
- 2) 昼食 12時から
- 3) 夕食 18時から

## (3) 健康管理

医療連携体制にかかる24時間対応の看護師、管理者又は介護職員は常に利用者の健康に留意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるとともにその記録を整備しておくものとする。また、事業所は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力医療機関、協力歯科医療機関を定める。

- 1) 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
  - 一、利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - 二、事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 2) 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 3) 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4) 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 5) 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 6) 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のた

め、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(4) 機能訓練

事業所は、利用者の心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を回復又はその維持のための機能訓練を行う。

(5) 相談・援助

事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜提供等

事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるとともに、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続等について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。また、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(介護計画の策定)

第8条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】計画を作成する。

2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】計画を利用者に交付するものとする。

4 認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】計画の実施状況の把握を

行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(短期利用共同生活介護)

第9条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の認知症対応共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】の利用料)

第10条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。
- 3 事業者は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
  - (1) 食材料費
  - (2) 家賃
  - (3) 光熱水費外雑費

- (4) 理美容代
  - (5) おむつ代
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

#### 第4章 入居に当たっての留意事項

(事業所の入居に当たっての留意事項)

- 第11条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は要介護者〔要支援者〕であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。
- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
  - (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
  - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第12条 事業所は、認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込書又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込書のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込書の同意を得る。

## 第5章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第13条 事業所は、現に認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、「重度化した場合の指針」に準じ、速やかに24時間対応の看護師に連絡し、主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関との連携を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村保険者（以下「保険者」という。）、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】の提供により、自己の責任に帰すべき事由によって賠償すべき事故が発生した場合は利用者に生じた損害について賠償する責任を負う。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

## 第7章 その他運営に関する事項

(入退居)

第16条 事業所は、入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にある者であることの確認を行う。

2 事業所は、入居申込書が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

3 事業所は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、

病歴等の把握に努める。

- 4 事業所は、利用者の退去の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行う。
- 5 事業所は、利用者の退去に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入退居の記録の記載)

第17条 事業所は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退去に際しては退去の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

(認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】計画の作成)

- 第18条 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
- 2 認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】計画の作成に当たっては、通所介護の活用その他の多様な活動の確保に努める。
  - 3 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護【指定介護予防認知症対応型共同生活介護】計画の作成後においても、他の介護職員及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】計画の変更を行う。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第19条 事業所は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該事業所に入居できるように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第20条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 虚偽その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第21条 事業所は、利用者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 事業所は、介護職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(衛生管理)

第22条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

(虐待防止に関する事項)

第23条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第24条 認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため

緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護従業者その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(地域との連携など)

第25条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第26条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第27条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的  
に開催するものとする。

(重要事項の掲示)

第28条 事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第29条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退去者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(秘密保持)

第30条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(苦情処理)

第31条 事業所は、その提供した認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】に関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付ける受付担当者及び苦情解決責任者等を選任して適切に対応する。

2 事業所は、その提供した認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しく

は提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 事業所は、その提供した認知症対応型共同生活介護【介護予防認知症対応型共同生活介護】に関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

#### 附則

この規程は、平成15年11月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 5月 1日から改定施行する。

この規程は、平成19年 1月 1日から改定施行する。

この規程は、平成21年10月28日から改定施行する。

この規程は、令和 3年 4月10日から改定施行する。

この規程は、令和 6年 4月1日から改定施行する。